

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

旧（令和5年10月）					新（令和6年10月）					摘要
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第7節 地盤改良工	2-7-9 固結工	スラリー攪拌工 「 <u>施工履歴データ</u> を用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編） <u>（案）</u> による管理の場合		87	第7節 地盤改良工	2-7-9 固結工	スラリー攪拌工 「 <u>3次元計測技術</u> を用いた出来形管理要領（案） <u>第8編</u> 固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合			修正

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

旧（令和5年10月）							新（令和6年10月）							摘要				
編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所	編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所					
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂坊土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂坊土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	<p>【測定項目】</p> <table border="1"> <tr> <td>法面 (軟岩1) (小段含む)</td> <td>水平または 標高較差</td> </tr> </table> <p>【規格値】</p> <table border="1"> <tr> <td>±70</td> <td>±330</td> </tr> </table>	法面 (軟岩1) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330	修正
法面 (軟岩1) (小段含む)	水平または 標高較差																	
±70	±330																	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	【測定基準】 基礎1基毎	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	<p>【測定基準】</p> <p>基礎1基毎</p> <p><u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u></p>	ICT				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	<p>【測定基準】</p> <p>単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。</p> <p>1箇所/1施工箇所</p>	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	<p>【測定基準】</p> <p>単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。</p> <p><u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u></p> <p>1ヶ所/1施工箇所</p> <p><u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u></p>	ICT				

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

旧（令和5年10月）							新（令和6年10月）							摘要
編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所	編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	8	1	路側防護柵 工（ガード レール）	【測定基準】 1ヶ所／施工延長 40m 40m以下のものは、2ヶ所／1 施工箇所。 1ヶ所／1 施工箇所	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	8	1	路側防護柵 工（ガード レール）	【測定基準】 1ヶ所／施工延長 40m 40m以下のものは、2ヶ所／1 施工箇所。 1ヶ所／1 施工箇所 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。</u> <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。</u>	ICT
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	8	2	路側防護柵 工（ガード ケーブル）	【測定基準】 1ヶ所／1 基礎毎 1ヶ所／1 施工箇所	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	8	2	路側防護柵 工（ガード ケーブル）	【測定基準】 1ヶ所／1 基礎毎 1ヶ所／1 施工箇所 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。</u> <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。</u>	ICT

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

旧（令和5年10月）						新（令和6年10月）						摘要		
編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所	編	章	節	条	枝番		工種	対象箇所
3	2	3	10		道路付属物工（視線誘導標）（距離標）	【測定基準】 1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。	3	2	3	10		道路付属物工（視線誘導標）（距離標）	【測定基準】 1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	ICT
3	2	3	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	【測定基準】 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3	2	3	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	【測定基準】 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	ICT
3	2	3	29	2	側溝工 （場所打水路工）	【測定基準】 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3	2	3	29	2	側溝工 （場所打水路工）	【測定基準】 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることがで</u>	ICT

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

旧（令和5年10月）						新（令和6年10月）						摘要		
編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所	編	章	節	条	枝番		工種	対象箇所
						1 施工箇所毎							<p><u>きる。</u></p> <p>1 施工箇所毎</p> <p><u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</u></p>	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施行	3 共通 的工 種	30		集水榭工	<p>【測定基準】</p> <p>1ヶ所毎</p> <p>※は、現場打部分のある場合</p>	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施行	3 共通 的工 種	30		集水榭工	<p>【測定基準】</p> <p>1ヶ所毎</p> <p>※は、現場打部分のある場合</p> <p><u>厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u></p>	ICT
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施行	4 基礎 工	4	1	既製杭工 （既製コ ンクリート 杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	<p>【測定基準】</p> <p>全数について杭中心で測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施行	4 基礎 工	4	1	既製杭工 （既製コ ンクリート 杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	<p>【測定基準】</p> <p>全数について杭中心で測定。</p> <p><u>傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。</u></p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施す</p>	修正

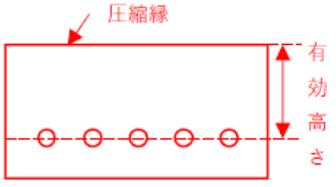
新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

旧（令和5年10月）							新（令和6年10月）							摘要	
編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所	編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所		
														ることができる。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソールセメント杭)	【測定基準】 全数について杭中心で測定。	3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソールセメント杭)	【測定基準】 全数について杭中心で測定。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>	ICT	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	【測定基準】 全数について杭中心で測定。	3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	【測定基準】 全数について杭中心で測定。 <u>傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。</u> 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	修正	
3 土木工事共	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	【測定基準】 全数について杭中心で測定。	3 土木工事共	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	【測定基準】 全数について杭中心で測定。 <u>傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向</u>	追加	

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

旧（令和5年10月）						新（令和6年10月）						摘要		
編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所	編	章	節	条	枝番		工種	対象箇所
						※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。							等) とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー 攪拌工) <u>「施工履歴 データを用 いた出来形 管理要領 (固結工 (スラリー 攪拌工)編 (案)」</u> による 管理の場合		3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー 攪拌工) <u>「3次元計 測技術を用 いた出来形 管理要領 (案)第8 編固結工 (スラリー 攪拌工)編」</u> による管理 の場合		更新
3 土木工事共	2 一般施工	18 床版工	2		床板工	【測定箇所】	3 土木工事共	2 一般施工	18 床版工	2		床板工	【測定箇所】	追加

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

旧（令和5年10月）						新（令和6年10月）						摘要			
編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所	編	章	節	条	枝番		工種	対象箇所	
															
8砂防編	1砂防堰堤	8コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	【測定基準】 図面の表示箇所で測定。	8砂防編	1砂防堰堤	8コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	【測定基準】 図面の表示箇所で測定。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u> ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、 <u>堤長の変化点で測定。</u>	ICT	
8砂防編	1砂防堰堤	8コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	【測定基準】 1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。	8砂防編	1砂防堰堤	8コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	【測定基準】 1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によ</u>	ICT	

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

旧（令和5年10月）							新（令和6年10月）							摘要	
編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所	編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所		
														<u>り管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。</u>	
8砂防編	1砂防堰堤	8コンクリート堰堤工	8		水叩工	【測定基準】 基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所 で測定。厚さは目地及びその中間点で測定。	8砂防編	1砂防堰堤	8コンクリート堰堤工	8		水叩工	【測定基準】 基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所 で測定。厚さは目地及びその中間点で測定。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領(案)」の規定によ り管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。</u>	ICT	
10道路編	1道路改良	11落石雪害防止工	4		落石防止網 工	【測定基準】 1 施工箇所毎	10道路編	1道路改良	11落石雪害防止工	4		落石防止網 工	【測定基準】 1 施工箇所毎 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領(案)」の規定によ り管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</u>	ICT	
10道路編	1道路改良	11落石雪害防止工	5		落石防護柵 工	【測定基準】 施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m） につき 1ヶ所、施工延長 40m（または 50m） 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	10道路編	1道路改良	11落石雪害防止工	5		落石防護柵 工	【測定基準】 施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m） につき 1ヶ所、施工延長 40m（または 50m） 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領</u>	ICT	

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

旧（令和5年10月）							新（令和6年10月）							摘要
編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所	編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所	
						1 施工箇所毎							<p><u>（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u></p> <p>1 施工箇所毎</p> <p><u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</u></p>	
10 道路編	1 道路改良	1 1 落石雪害防止工	6		防雪柵工	<p>【測定基準】</p> <p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>	10 道路編	1 道路改良	1 1 落石雪害防止工	6		防雪柵工	<p>【測定基準】</p> <p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p><u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u></p> <p>1 施工箇所毎</p> <p><u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u></p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管</p>	ICT

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

旧（令和5年10月）							新（令和6年10月）							摘要	
編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所	編	章	節	条	枝番	工種	対象箇所		
						基礎 1 基毎								<p><u>理を行う場合は、延長の変化点で測定。</u></p> <p>基礎 1 基毎</p> <p><u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u></p>	
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	【測定基準】 基礎 1 基毎	10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	【測定基準】 基礎 1 基毎	<p><u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u></p>	ICT
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	【測定基準】 1ヶ所/1基	10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	【測定基準】 1ヶ所/1基	<p><u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u></p>	ICT